

(表5-2) 平成13年度事業者への貸付の内容

内容	件数	産業支援機構貸付金	うち県の貸付額	
			件数	金額
割賦	14件	490,420,000	36%	176,551,200
リース	9件	214,191,000	36%	77,108,800
計		704,611,000		253,660,000

(単位 円)

【指摘または意見】

- (2) 産業支援機構の審査手続き等について指導すべきもの
 産業支援機構において、次のような事項がみられた。
 連帯保証人の適格性は、借入申請書の記載事項をチェックするのみであるが、連帯保証人の保証能力を確かめるために所得証明書の入手等の手続きを追加すべきである。また、貸付の翌年度に完了検査を行うことになっているが、平成12年度について監査日(平成14年11月6日)現在6件の完了検査書がなかった。
 県の融資事業を適切に運用するために産業支援機構の審査手続き等について指導されたい。

- (3) 契約解除に伴う損失の負担と損失補償契約について検討すべきもの
 産業支援機構は、平成9年度から13年度にかけては表6-1のように県単独事業も含めた設備貸与事業について契約解除が発生し、表6-2のように貸倒償却を行っている。

(表6-1) 契約解除件数

年度	国補助割賦		国補助リース		県単割賦		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成9年度	7	36,533	2	14,340	1	11,273	10	62,146
平成10年度	6	21,940	2	14,714			8	36,654
平成11年度	2	1,532					2	1,532
平成12年度	9	53,341	1	11,632	3	138,966	12	203,939
平成13年度	4	41,268	3	126,536			7	167,804

(単位 件、千円)

(表6-2) 貸倒償却の状況

年度	件数	発生額	①信用保険充当額	②貸倒損失
平成10年度	5	25,574	12,178	13,396
平成11年度	1	13,117	6,559	6,558
平成12年度				
平成13年度	7	188,715	47,488	141,227

(単位 件、千円)

平成13年度では、大口の債権の契約解除があったので188,715,337円の債権償却額が発生し、信用保険充当額を除き141,227,173円が実際の損失額である。
 県と産業支援機構との間で、平成12年8月1日に損失補償契約を取り交わし、「割賦事業の45%、(リース事業では50%)の補償を行い、事業年度終了後3ヶ月後に請求を行うことができる。」としているが、産業支援機構は平成14年7月以降県に請求を行っていない。
 その結果、損失補償契約は履行されていない。
 したがって、契約解除の防止に努めるべく産業支援機構の指導を行う一方で、県の損失補償責任を明確にするように検討されたい。

- (4) 産業支援機構における貸倒引当金について検討すべきもの

上記の貸倒損失の発生に備えて、産業支援機構は貸倒引当金を正常債権には残高の2%、延滞債権には50%を設定することとしている。

しかしながら、この基準による貸倒引当金578,528,729円(表7-2)に比して計上残高は362,574,522円(表7-1)であり、215,954,207円の計上不足となっている。会計方針は、上記の基準を上限にしているので会計方針に反しているわけではない。とはいえ、この基準は、昭和57年中小企業庁長官通達によるものであり、かつ貸付金については引当がなされていないので、機械保険(平成15年度よりこの制度は廃止される。)の補償額、県の損失補償額の割合を加味し、かつ過去の貸倒れ実績を加味して、引当率の見直しも含め、適切に引き当てるべきである。
 財政援助団体を通じた中小企業の融資事業の健全化を図るために、県は適切に指導されたい。

(表7-1) 貸倒引当金の推移

年度	繰入額	取崩額	貸倒引当金残高
平成10年度	30,385,344	13,396,245	501,273,344
平成11年度	6,733,337	39,244,599	468,782,082
平成12年度	48,314,437	0	464,310,019
平成13年度	39,455,092	141,190,589	362,574,522

(単位 円)

(表7-2) 平成13年度末の引当基準による貸倒引当金の計算額

区分	債権残高	率	貸倒引当金の額
正常	5,004,702,844	2%	100,094,056
割賦貸付金	2,733,482,157	2%	54,669,643
リース債権	7,738,184,901		154,763,699
計			

(単位 円)

延滞債権	未収割賦償還金	156,227,270	50%	78,113,635
	未収割賦掛料	13,592,357	50%	6,796,178
	未収損害賠償金	401,639,804	50%	200,819,902
	未収リース料	93,881,790	50%	46,940,895
	未収規定損害金	182,188,840	50%	91,094,420
	計	847,580,061		423,765,030
	合計			578,528,729

3. 中小企業高度化資金 (No3)

<商工労働観光部 商業振興金融課>

【概要】

事業協同組合、協業組合等が「工場、店舗等の集団化」、「事業の共同化」など多彩な共同事業を行う場合に必要な土地、建物、設備等の資金の一部を、中小企業総合事業団と県が資金を出し合い、長期・低利（償還期間 20 年以内、金利 1.05%又は無利子）で融資し、中小企業者の事業の共同化、工場、店舗等の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

この制度は、昭和 38 年に発足し、平成 11 年度の改正により現在の内容になっている（中小企業総合事業団法平成 11 年法律第 19 号）。残存のもの（基金事業は除く）は平成 11 年度までのものである。

・ 貸付の対象

高度化事業は、事業実施主体、事業内容、参加業種などにより 8 種類の事業がある。以下の事業が主な事業である。

- ①集団化事業
市街地に散在する工場・店舗等を立地環境の良い区域へ移転して、事業規模の拡大生産工程の共同化・協業化などを行う事業。
- ②集積区域整備事業
商店街の小売商業者が共同で歩道や駐車場の整備など街ぐるみの近代化を図ったり、工場街の周辺整備などを図る事業。
- ③共同化事業

事業協同組合をはじめとする各種組合が、共同生産、共同販売のための施設を設置する事業、中小企業小売商業者等が組合又は合併・出資会社を設立して、スーパーマーケット、ショッピングセンターを建設する事業及び中小企業者が共同で工場を建設し、生産加工工場の集約化を図り、共同工場全体を運営する事業。

・ 国すなわち中小企業事業団と県との関係

現在の主な貸付金の資金負担の関係は表 8 の割合で法定されており、残額は借受者が自己調達することになっている。なお、県が不納欠損処理を行った場合、債務者は、その総額が免除されることになるが、県は、事業団との間の貸付金規程第 29 条の債務免除規定を過去に適用したことはない。

(表 8) 過去の主な貸付金の資金負担割合等

区分	負担割合等	資金負担割合		利率 %	償還期間		
		事業団 %	県 %		計 %	年	内額
集団化事業		42	23	65	2.7	20	3
一般共同施設事業		42	23	65	2.7	15	2
工場共同化事業		40	40	80	無利子	20	3
小売商業店舗共同化		54	26	80	無利子	15~20	2~5
施設集約化		60	20	80	無利子	20	3
商店街整備等支援事業		54	26	80	無利子	20	5
共同施設		54	26	80	無利子	20	2
地域施設		55	15	70	2.7	15~20	2~3
地域産業共同利用		54	26	80	無利子	20	3
地域産業創造基盤整備		54	26	80	無利子	20	3
工場集団化		55	15	70	2.7	15~20	2~3

・ 事業団と県の利率の関係

事業団の規程により、県は利率を軽減して貸し付けることになっているが、資金負担割合を加味すると、この融資事業にかかわる事業コスト見合いの利息収入はほぼゼロになっている。



なお、基金事業（商店街競争力強化推進事業、中心市街地活性化基金、繊維産地活性化推進事業）は、産業支援機構等に無利子で貸付け、ここで基金を設定し、この運用益を商店街等に補助している。

(表 9) 貸付金の状況

年 度	件数	貸付	償還	残高
平成 12 年度	294	1,000,000,000	3,363,221,000	33,038,890,000
平成 13 年度	284	1,000,000,000	2,384,270,997	31,654,619,003

(単位 円)

【指摘または意見】

(5) リスク管理債権について今後適切に管理指導すべきもの
 高度化資金については一般的に次のような課題があるが、これは国の制度の問題点である。

- ① この貸付金制度には、貸付額の限度（上限）がない。
- ② 不況のなかで企業の高度化と集団化のニーズが減少している。
- ③ 約定償還が困難になったとき、貸付条件の変更（償還の繰延）を行うことになるが、償還期限を延長するわけではないので、後年度の負担が重くなる。
- ④ 各組合員は、連帯保証債務を借入金の完済まで負うゆえに実質的には借入金については無限責任となるが、組合員は途中脱退時に出資金の返還を受けることになっており、連帯保証債務の保全措置はなく、また一部組合員が脱退すれば他の組合員の負担は重くなる。

このような状況のなかで、平成13年度末で8件131億4千万円（当初貸付185億97百万円）の貸付条件変更によるリスク管理債権が発生している。

また、2件の破綻組合は繰上償還を行い、55億45百万円（当初貸付57億63百万円）が未収債権に移行し法的処理を行っている。

他方、貸付条件変更債権の8件については、貸付条件の変更を行うことにより（有利子のものは、利子の支払があれば）、違約金等の発生はないので、借受者は繰上償還による期限の利益が放棄されるわけではなく、法的には正常債権として分類される。近時のデフレ不況のなかで果の担当者は経営診断や経営指導を行い努力をしているが、当初約定からみれば返済が遅滞しているものである。

償還猶予を受けている組合及びその構成員（企業）の15件の共同化後の計画売上高と実際売上高を比較すると、実際売上高の計画売上に対する割合が、30%以下が2件、30%超50%以下が2件、50%超70%以下が4件、70%超90%以下4件、90%超が4件となっている。他方償還猶予を受けていない組合及びその構成員のうち抽出した6件については、40%超50%以下が1件、50%超70%以下が2件、70%超90%以下が1件、90%超2件となっている。うち70%以下の2件は早期に償還を完了している。

よって、償還猶予による返済の延滞等の原因は、不況の影響、組合員の倒産・脱退、得意先の倒産、立地条件の不適合さまであり、計画と実際が乖離しているも組合員の財産状況が良好ならば返済は可能である。

しかし、償還猶予を受けているリスク管理債権の典型例は16員以下のようになっており、いずれも借入申請時の経営計画の具体性が希薄でありその実現可能性の検討により慎重さを要するものがある。

平成14年度になって申請手続きを改正しているが、返済計画の基礎となるべき販売及び利益計画のより緻密な審査を行われない。

また、正常に返済されている貸付金も含め、貸付後の経営指導、モニタリング、

必要書類の徴収（たとえば会社・不動産の謄本、税務申告書等）を行い、また償還の延滞発生時などについても業務フローを策定することにより、事後対策のみならず事前対策の十分な実施を検討されたい。

(6) 高度化事業の成果を測る指標の開発が望まれるもの

なお、延滞債権にばかり目がいきがちであるが、あまりにも回収可能性ばかり追求すると、本来の目的である中小企業の振興を図り、有望な企業への資金供給を行うという機能が果たされなくなる恐れがある。

高度化事業の成果を測る指標の開発も必要と思われる。例として目標達成率による評価が考えられる。

$$\text{目標達成率} = \frac{\text{実績値} - \text{当初値}}{\text{目標値} - \text{当初値}}$$

たとえば高度化資金を導入することにより企業は経営組織改革を行って企業規模を拡大したり、経営効率化を行い利益を増大させることを目的としている。高度化資金の場合は経営改善計画で示された売上高を達成したか否かによって資金導入の効果があつたか否かの評価を行うことも可能であろう。

①E社の売上拡大計画

	資金導入後3年度目	資金導入前
経営改善計画	566,000	—
実際売上高	878,560	318,820

$$\text{目標達成率} = \frac{878,560 - 318,820}{566,000 - 318,820} = 226\%$$

目標額以上の売上拡大が達成されており、高度化資金導入の効果は十分あったといえる。

②F社の売上拡大計画

	資金導入後3年度目	資金導入前
経営改善計画	252,000	—
実際売上高	245,478	148,606

$$\text{目標達成率} = \frac{245,478 - 148,606}{252,000 - 148,606} = 93.7\%$$

目標額には届かないものの昨今の景気状況を考慮すれば、高度化資金導入の効果は十分あったといえる。

ここで、示したのはあくまでも一例であり、中小企業の有効求人倍率、事業税収の伸び率等を目標達成率の指標とすることも考えられる。しかしながら、経済状況を考慮すれば、絶対値ではなくベンチマーク指標（類似都道府県の数値）等を用いることも考えられる。

(7) 当初の審査並びに事後の指導を適切に行うべきもの
個別のリスク管理債権の主なもの返済猶予発生の原因の概要と結論を以下に例示する。

(事例 1) A リスク管理債権

共同事業としての高度化資金の融資を行っていたが、さらに設備の拡大のため、共同施設建設資金及び共同公害防止施設建設資金を融資したものである。

県外の業者との取引拡張に対応して製造設備を拡大するために、県の高度化資金を利用したが、平成 12 年になって、この業者が他県の業者と取引を開始したため取引を中止した。この結果、共同事業の一員でもある販売会社への販売が減少し、かつその販売会社への販売単価が下がり、業績の悪化により返済猶予となった。平成 14 年度までの当初返済予定額 1 億 2 千万円に対して返済猶予額 5 千万円（猶予率 43.1%）である。

共同事業の唯一の販売先である会社の主要取引先に依拠した設備投資であり、その販売会社の主要な取引先の消滅により販売会社の業績が悪化し、玉突きで悪化したことによる。しかし、売上の当初計画は毎期 20% の増加計画となっており（表 10）、4 年目からの 2 億円の売上増加計画に無理が生じている。このように具体的な販売計画に基づかない売上高定率増加の販売計画のもとで「10% の増加でも返済可能」と貸付が承認された。

共同事業の生命線である販売会社の販売面のリスクが融資リスクに直結していることについての審査の慎重さが要求されるものと考ええる。

(表 10) 売上計画と実績の差異

年度	計 画		実 績		差 異	
	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率
共同化前			555			
1 年目	672		700		228	
2 年目	806	20%	803		▲3	
3 年目	967	20%	993	24%	26	4%

4 年目	1,160	20%	1,042	5%	▲118	▲15%
5 年目	1,390	20%	1,136	9%	▲254	▲11%

(事例 2) B リスク管理債権

企業が共同工場で操業するため設立した組合に、工場建設資金を融資したものである。なお、組合員である販売会社に製品を一括販売している。

融資後 3 年目から返済開始したが、4 回目以降条件変更により平成 14 年度までに当初返済予定額 13 億 7 千万円に対し返済猶予額 9 億 7 千万円（70.6%）が発生した。

当初計画では、市場が加速度的に増加するとの販売計画を策定したが、販売会社の売上が急減したことにより返済が困難になった。

設備投資における大型設備投資回収計算が表 11 のような販売計画に基づいていたため、稼働の低下を余儀なくされ相対的に過大投資となった。

確かに、販売会社は共同化前には数十億円の売上高を計上していた。しかし、上記の計画は他の理由があったにせよ計画の基礎となる種類別製品数量と単価の予測について保守的に予測することも必要であったと思われる。

表 12 は、この製品業界の関連公益法人が作成した需要予測より、第 1 年度から 4 年間の実績をもとに、5 年目、6 年目、7 年目の時系列予測を行ったものであるが、この時系列からしてもこの製品の最大の予測増加率は 12% であり、製品 a の減少をみれば売上高の 16% の同一増加率を適用することの妥当性の検討により慎重さを要するものと思われる。

確かに、他の製品 b の実績は 30%、19%、9% と増加しているが、定率増加率を適用することは困難であったように考えられる。

販売計画の実現可能性の検討という、きわめて困難な問題ではあるが、当該製品の普及率等の客観的数値のみならず、主要メーカーのシェアと自社の競争力などの要素を加味して検討しなければならぬものと考ええる。審査の段階での慎重さが要求される。

(表 11-1) 組合の当初計画と実績の差異

年度	計 画		実 績		差 異	
	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率
共同化前						
1 年目	4,103		2,283	▲21%	▲1,820	
2 年目	4,749	16%	1,623	▲29%	▲3,126	▲45%
3 年目	5,502	16%	2,261	39%	▲3,241	23%

(表 11-2) 販売会社の当初計画と実績の差異

年度	計 画		実 績		差 異	
	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率
1年目	8,000		5,460		▲2,540	
2年目	10,000	25%	3,932	▲28%	▲6,068	▲53%
3年目	12,000	20%	5,094	30%	▲6,906	10%

(表 12) 需要予測より作成

(単位 千円)

区分	年度	実		積		上段実績/下段予測		
		初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
製品 a	実績	447	436	390	394	374	370	339
	増加率		-2%	-11%	1%	-5%	-1%	-8%
	予測							
製品 b	実績	24	42	56	74	96	115	126
	増加率		75%	33%	32%	30%	19%	9%
	予測							
製品 a、b 合計	実績	471	478	446	468	470	485	465
	増加率		1%	-7%	5%	0.4%	3%	4%
	予測							
						458.3	455.9	463.2
						-2%	-1%	2%

(注) 予測値の合計は、合計の実績値で計算しているため製品 a と b の合計にはならない。

(事例 3) CRISUK管理債権

周辺地域の区画整理事業による地元事業者用保留地に事業者が組合を設立し、この共同店舗の建設資金を融資した。この後組合員の営業不振による組合員の破産、脱退等により賦課金の徴収減少により返済は延滞した。

平成 14 年度までに返済予定額 1 億 3 千万円に対し返済猶予額 1 億 2 千万円(返済猶予率 96.1%)が生じている。

組合員は脱退を行っても、連帯保証人としての債務は残るので、平成 14 年度から事務処理要領を変更して償還猶子の状態について通知書等を発送したとのことである。組合に延滞が発生した時に連帯保証人へ債務の履行責任額の通知を行うとともに、新規テナントの募集等による組合事業の再建に最大限の指導を行うべきである。

売上高計画の 3%増加は必ずしも無理なものとはいえないが、売上高計画 4 億円という水準を達成すべき各店舗(組合員)の販売計画により慎重な審査が必要であったのではないかと考える。

(表 13) 売上計画と実績の差異

(単位 百万円)

年度	計 画		実 績		差 異	
	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率
共同化前			2.42			
1年目	4.28		1.11	▲54%	▲3.17	
2年目	4.41	3%	9.4	▲15%	▲3.47	▲18%
3年目	4.52	3%	8.8	▲6%	▲3.64	▲9%
4年目	4.68	3%	6.7	▲24%	▲4.01	▲27%
5年目	4.81	3%	6.3	▲5%	▲4.18	▲8%

(8) 破綻債権について適切な指導と措置をすべきもの

D 組合は、清酒、ワイン、調味料、発酵食品等を生産販売する Y 社他 6 社による協業組合で共同工場を建設し生産部門を協業化するために、平成 8 年 6 月 10 日に D 組合を設立し、平成 8 年 7 月 5 日計画を受理し、平成 9 年 12 月工場建設完了し平成 10 年 4 月に操業し、この高度化資金として、平成 9 年 2 月 28 日に 6 億円、平成 10 年 3 月 31 日に 49 億 35 百万円の合計 55 億 25 百万円を融資した。

この工場建設のコンサルタントが主要組合員 Y 社の役員となり、この役員が社長を務める L 社の関連事業に資金を投入した。また、Y 社の買収先 M 社の債務負担により Y 社の資金繰りが悪化し、組合の製品の販売会社であるこの Y 社の業績不振と倒産が影響し、平成 13 年 3 月 15 日に自己破産申請を行った。

なお、平成 12 年度に 29 百万円の返済猶予が発生したがすでに問題が発生していた。この後、平成 14 年 3 月 29 日に第三者の民間会社への財産譲渡と同時に破産管財人と民間会社との重量的債務引受契約を行い、平成 18 年 3 月 31 日から平成 41 年 3 月 31 日までの 24 年間の通増的分割返済とした。

組合員の一人であるとはいえ、この販売会社の経営の悪化と倒産により、組合そのものが破産したものである。結果論ではあるが、販売会社の一役員が販売会社の財務を専横していた経営管理状況を指導しえなかった点がこの不良債権の発生を招いた一因である。特に Y 社の銀行借入のために組合の資産(土地建物)を県に無断で銀行に根抵当として差入れるという金銭消費貸借契約違反に適切な措置をとるべきであった。

今後、資産譲渡先企業の経営指導を十分に行うとともに、経済事象以外の原因に影響されないように留意されたい。